

○ 保険業法施行規則第八十条及び第百五十八条の規定に基づき金融庁長官が定める基準を定める件（平成十二年金融監督庁・大蔵省告示第二十二号）

改 正 案	現 行
別表 I. 定義 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。 1. ～7. （略） 8. <u>十年国債利回り</u> <u>基準日前の直近に発行された利付国庫債券（10年）の応募者利回り（保険業法第116条第2項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成8年大蔵省告示第48号。以下「告示」という。）第4項に規定する応募者利回りをいう。9. において同じ。）をいう。</u> 9. <u>二十年国債利回り</u> <u>基準日前の直近に発行された利付国庫債券（20年）の応募者利回りをいう。</u> 10. <u>第一号利差率</u> <u>十年国債利回り及び二十年国債利回りの平均値から基準年度の翌事業年度期首における告示第5項に定める予定利率（同項の表一の第一号保険契約（以下単に「第一号保険契約」という。）に適用されるものに限る。）を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。</u> 11. <u>第二号利差率</u> <u>十年国債利回りから基準年度の翌事業年度期首における告示第5項に定める予定利率（同項の表一の第二号保険契約（以下単に「第二号保険契約」という。）に適用されるものに限る</u>	別表 I. 定義 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。 1. ～7. （略） 8. <u>十年国債利回り</u> <u>基準日の属する月に発行された利付国庫債券（10年）の償還金額から発行価格を減じたものを発行から償還までの期間で除して得た率に表面利率を加えたものを発行価格で除したものをいう。</u> 9. <u>利差率</u> <u>十年国債利回りから基準年度の翌事業年度期首における平成8年大蔵省告示第48号第4項に定める予定利率を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。</u> （新設） （新設）

改 正 案	現 行
。)を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。 12. <u>第三号利差率 十年国債利回りから基準年度の翌事業年度期首における告示第7項に定める予定利率を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。</u> II. ・ III. (略) IV. 負債十分性テストの実施要領 負債十分性テストは、次に掲げる基準に基づき適切な保険数理の方法を用いて実施するものとする。実績値を用いることが規定されているものを規定どおり用いることが適切でないことが明らかな場合は、必要な補正を行うものとする。 1. ～ 5. (略) 6. <u>金利は、少なくとも次に掲げる金利シナリオを含まなければならないものとする。</u> ① <u>十年国債利回り（第一号保険契約（第二号保険契約のうち告示第6項の規定を適用した保険契約を含む。）にあっては、十年国債利回り及び二十年国債利回りの平均値。②において同じ。）を基準年度の金利とし、翌事業年度から5年間にわたり、毎事業年度期首に、第三号利差率（第一号保険契約（第二号保険契約のうち告示第6項の規定を適用した保険契約を含む。）にあっては第一号利差率、第二号保険契約（告示第6項の規定を適用した保険契約を除く。）にあっては第二号利差率。②において同じ。）を</u>	(新設) II. ・ III. (略) IV. 負債十分性テストの実施要領 負債十分性テストは、次に掲げる基準に基づき適切な保険数理の方法を用いて実施するものとする。実績値を用いることが規定されているものを規定どおり用いることが適切でないことが明らかな場合は、必要な補正を行うものとする。 1. ～ 5. (略) 6. <u>金利は、少なくとも以下の金利シナリオを含まなければならないものとする。</u> ① <u>十年国債利回りを基準年度の金利とし、翌事業年度から5年間にわたり、毎年度期首に、利差率を5で除した割合ずつ低下し、以降は一定で推移させたもの</u> ② <u>十年国債利回りを基準年度の金利とし、翌事業年度期首に利差率を2で除した割合低下し、以降は一定で推移させたもの</u>

改 正 案	現 行
<u>5で除した割合ずつ低下し、以降は一定で推移させたもの</u> ② <u>十年国債利回りを基準年度の金利とし、翌事業年度期首に第三号利差率を2で除した割合低下し、以降は一定で推移させたもの</u> 7. ～11. (略)	7. ～11. (略)